

1 福島県市町村振興基金条例

昭和39年4月1日条例17施行

最終改正 平成26年12月24日条例第91号

(設置)

第1条 建設事業、公共施設等（地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の8に規定する公共施設等をいう。）の除却に関する事業、石綿による人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資する事業又は市町村財政の健全化に資する事業に要する経費の財源として必要な資金を市町村に対して貸し付けるための資金に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、福島県市町村振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、原資62億4,134万7,995円にその運用純益金を加えた額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、市町村に貸し付けるものを除くほか、金融機関へ預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 基金に属する現金を市町村に貸し付ける場合における貸付条件は、次のとおりとする。

(一) 貸付利率 貸付日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条第1項の規定により財政融資資金が地方公共団体に対し普通地方長期資金として貸し付けられる場合の貸付利率以内で規則で定める利率

(二) 償還期間 15年以内で規則で定める期間（据置期間（2年以内で規則で定める期間）を含む。）

(三) 償還方法 元利均等年賦償還

4 第1条に規定する市町村財政の健全化に資する事業に要する経費の財源として必要な資金を貸し付ける場合における償還方法は、前項第3号の規定にかかわらず、元利均等年賦償還以外の方法とすることができる。

5 市町村が貸付条件に違反して貸し付けに係る資金を他の用途に供したときは、知事は、これを速やかに返還させなければならない。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(運用純益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生じた収益の額が基金の管理及び運用に要した経費の額を超過した場合における当該超過額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(運用益金等を計上すべき予算)

第6条 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理その他この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 昭和39年から昭和57年まで略

附 則 (昭和58年3月18日条例第7号)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 改正後の福島県市町村振興基金条例別表第2号の規定は、昭和58年4月1日以降基金に属する現金を市町村に貸し付けた場合における利率及び償還期間について適用し、同日前に基金に属する現金を市町村に貸し付けた場合における利率及び償還期間については、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年10月14日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年12月16日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月30日条例第8号)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県市町村振興基金条例第3条第3項の規定は、昭和59年2月1日以降基金に属する現金を市町村に貸し付けた場合における利率から適用し、同日前に基金に属する現金を市町村に貸し付けた場合における利率については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月26日条例第4号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月25日条例第8号)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定及び第3条第3項の改正規定(利率に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県市町村振興基金条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第3項(利率に係る部分に限る。)の規定は、同項(利率に係る部分に限る。)の規定の施行の日以

降基金に属する現金を市町村に貸し付ける場合における利率について適用し、同日前に基金に属する現金を市町村に貸し付けた場合における利率については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第3条第3項（償還期間に係る部分に限る。）及び別表第1号の規定は、この条例の施行の日以降基金に属する現金を市町村に貸し付ける場合における償還期間について適用し、同日前に基金に属する現金を市町村に貸し付けた場合における償還期間については、なお従前の例による。

4 第2条第1項の改正規定の施行の日から昭和61年3月31日までの改正後の条例第2条第1項の原資の額は、「92億3,307万523円」とあるのは、「95億5,430万7,991円」とする。

附 則（昭和62年3月20日条例第8号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から昭和62年3月31日までの改正後の福島県市町村振興基金条例第2条第1項の原資の額は、「80億1,428万1,992円」とあるのは、「92億307万523円」とする。

附 則（昭和63年3月22日条例第11号）

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 改正後の福島県市町村振興基金条例第3条第3項の規定は、この条例の施行の日以降基金に属する現金を市町村に貸し付ける場合について適用し、同日前に基金に属する現金を市町村に貸し付けた場合については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年10月21日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月30日条例第17号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に3項を加える改正規定（附則第13項及び第14項に係る部分に限る。）は、平成元年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成元年3月31日までの改正後の福島県市町村振興基金条例第2条の原資の額は、「72億2,125万5,821円」とあるのは、「70億5,041万1,785円」とする。

附 則（平成元年12月26日条例第84号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月27日条例第8号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第5号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成3年3月31日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第2条中「194億7,933万4,408円」とあるのは、「196億3,464万5,962円」とする。

附 則 (平成3年10月15日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月24日条例第16号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項から附則第5項までを削る改正規定、附則第6項の改正規定及び同項を附則第3項とし、附則第7項から附則第13項までを3項ずつ繰り上げる改正規定は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成4年3月31日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第2条中「234億3,888万9,691円」とあるのは、「215億3,933万4,408円」とする。

附 則 (平成5年3月23日条例第8号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月29日条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成6年3月31日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第2条中「242億796万9,359円」とあるのは、「245億7,567万8,864円」とする。

附 則 (平成7年3月17日条例第8号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日条例第8号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月20日条例第17号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日条例第8号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第10号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日条例第9号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成13年3月31日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第2条中「167億3,721万2,735円」とあるのは、「182億394万3,578円」とする。

附 則 (平成14年3月26日条例第11号)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条第3項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 平成 14 年 3 月 31 日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第 2 条中「151 億 328 万 9,491 円」とあるのは、「165 億 7,956 万 3,244 円」とする。

附 則 (平成 14 年 10 月 18 日条例第 89 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 24 日条例第 7 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 15 年 3 月 31 日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第 2 条中「135 億 7,533 万 8,909 円」とあるのは、「150 億 7,450 万 5,934 円」とする。

附 則 (平成 16 年 3 月 26 日条例第 18 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 16 年 3 月 31 日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第 2 条中「119 億 5,609 万 4,992 円」とあるのは、「134 億 6,456 万 7,931 円」とする。

附 則 (平成 17 年 3 月 25 日条例第 19 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 17 年 3 月 31 日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第 2 条中「104 億 4,809 万 3,980 円」とあるのは、「119 億 1,781 万 7,672 円」とする。

附 則 (平成 18 年 3 月 22 日条例第 13 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 18 年 3 月 31 日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第 2 条中「91 億 6,197 万 5,394 円」とあるのは、「104 億 1,299 万 2,802 円」とする。

附 則 (平成 18 年 10 月 17 日条例第 88 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 20 日条例第 14 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 19 年 3 月 31 日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第 2 条中「80 億 2,656 万 9,702 円」とあるのは、「90 億 9,707 万 7,056 円」とする。

附 則 (平成 20 年 3 月 25 日条例第 18 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 20 年 3 月 31 日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第 2 条中「72 億 7,937 万 9,096 円」とあるのは、「80 億 1,590 万 5,459 円」とする。

附 則 (平成 21 年 3 月 24 日条例第 15 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 21 年 3 月 31 日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第 2 条中「69 億 2,286 万 9,239 円」とあるのは、「72 億 944 万 4,107 円」とする。

附 則 (平成 22 年 3 月 23 日条例第 8 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第 2 条中「63 億 7,366 万 8,669 円」とあるのは、「67 億 9,182 万 6,556 円」とする。

附 則 (平成 23 年 3 月 18 日条例第 13 号)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日条例第 56 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 21 日条例第 13 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 26 日条例第 16 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 24 日条例第 91 号)

この条例は、公布の日から施行する。